行田市消費生活センターからのお知らせ インターネットトラブルにど注意ください

「ウイルスに感染した」という偽の警告にご用心

【事例】

パソコンでインターネットを閲覧していると、突然「ウ イルスに感染した という警告画面が表示され、警告音 が鳴り出し、止まらなくなった。怖くなり、警告画面に「対 策をする」と表示されていたサポートセンターに連絡し た。電話の相手が1万円を払えば警告音や画面を消して くれるというので仕方なく依頼し、クレジットカード番 号を教えた。相手の指示に従いパソコン操作をした後、 遠隔操作により警告音と画面は消えたが、だまされたの ではないか。

【消費者へのアドバイス】

最近、パソコンでインターネットを閲覧中に突然警告 • 音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」と警告する画面 が表れたまま消えなかったので、画面上の電話番号に連 絡してしまったという相談が多数寄せられています。

画面の連絡先に電話をすると「警告音や画面を消すた め」などと言って、ウイルス対策ソフトをダウンロード させられたり、料金を請求されたりします。警告音や画 面は、特定のホームページアドレスにアクセスした時に 表れる画面に過ぎず、ウイルス感染やパソコンの故障が 原因ではないので、指定の連絡先に電話をかける必要は ありません。

また、警告音や画面を消す方法については、独立行政 法人情報処理推進機構(IPA)が次のとおり例を示して います。操作が分からない場合は、情報セキュリティ安・ 心相談窓□ (☎03-5978-7509) でも相談すること ができます。

〈参考〉画面の消し方(Windowsの場合)

- カーソルを合わせ、右クリックします。
- ②表示されたメニューから「タスクマネージャーの起動」 をクリックします。
- 示から、対象となるブラウザを選択し、「タスクの終了」 をクリックします。
- ④プログラムの終了のポップアップメッセージが表示さ れた場合は、「すぐに終了」をクリックします。
- ⑤セッションの復元を促すメッセージが表示された場合 は、セッションの復元をクリックせず、×ボタンで消 してください(クリックしてしまうと、ブラウザ終了 時にアクセスしていたページを再度読み込むため、同 じ画面が表示されてしまいます)。

電子マネーで支払わせる架空請求および二次被害にご用心 【事例】

パソコンで無料だと思ったアダルトサイトに入り「18 歳以上」をクリックしたところ、入会金として10万円 の請求画面が出た。慌てて「退会はこちら」をクリック すると電話番号が表示されたので、電話をかけたところ 「退会には5万円が必要です。プリペイド型電子マネー を購入し、カード番号を教えてください」と言われたの で、コンビニで電子マネーを購入して番号を教えた。

その後、不安になり相談窓口を探そうと「消費者セン ター」という言葉でインターネット検索をした。検索結 果の上位に表示された「架空請求による被害金回復!無 料消費者相談センター」に電話をかけたところ「4万円 でサイトに知られた個人情報を削除してあげる」と言わ れた。信用できるか。

【消費者へのアドバイス】

動画閲覧中に突然「登録完了」と表示されたり、「未 払いの料金があります」とメールが来たりするものは、 架空請求の可能性があります。身に覚えがない場合は、 相手に連絡をしないでください。連絡することで、個人 情報を相手に教えることとなり、不当な料金を請求され る恐れがあります。

最近は支払い方法として、プリペイドカードなどの電 子マネーが利用される事例が増えています。カード番号 (PIN番号) のみでやり取りができるタイプの電子マネー は、一度相手に番号を伝えてしまうと、不正に利用され 取り戻すのが困難になります。プリペイドカードなどの カード番号を伝えるよう要求された場合は、まず架空請 求を疑ってください。架空請求の可能性がある場合は、 すぐに電話を切り、着信拒否などの設定をすることをお 勧めします。

また、公的な相談窓口である消費生活センターに相談 しようとインターネットで検索し、検索結果の上位に表 示された機関に相談したところ、民間業者であり費用を 請求されたという相談も多数寄せられています。イン ターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」 ①画面下部のタスクバーの何も表示されていない箇所に ・ の違いに気をつけましょう。広告は検索結果よりも上位 に表示されることが多く、検索結果と誤認しやすいので 特に注意が必要です。広告業者の中には、探偵の他、行 政書士や弁護士事務所などを名乗るところもあります ③タスクマネージャーの「アプリケーション」タブの表 • が、相談すると「架空請求業者に登録された個人情報の 調査や削除費用」などの名目で費用を請求されることも ありますのでご注意ください。

▶相談先

行田市消費生活センター

- 開所時間:午前9時30分~午後3時30分(正午~ 午後1時を除く)
- 場所: 地域づくり支援課隣
- 電話番号: 内線 495

消費者ホットライン

- 電話番号: 188
- ※ガイダンスに従い郵便番号などを入力すると、行田 市消費生活センターまたは開所している他の消費生 活センターに電話がつながります(土・日曜日、祝 日も相談できる窓口があります)。
- ▶問い合わせ 同センター(市役所内・内線 495)



みなさんの子育て経験を地域のために生かしませんか

平成29年度第17回子育でサポーター養成講座の受講生を募集します

「自分の子育て体験を生かしたい」という意志を持つ方の地域での活動(子育てサポーター活動や子育てサロン スタッフなど)を推進するため、子育てに関する知識と技量をさらに高める研修講座を開催します。また、行田 市ファミリー・サポート・センターの会員としての資質を磨く機会となっていますので、ぜひご参加ください。

日時	場所	内 容	講師
5月23日(X) 午前10時~11時30分	中央公民館 第1学習室 (「みらい」内)	・開講式・開講記念講演「椅子と姿勢」	赤松明さん (ものつくり大学学長)
5月30日(X) 午前10時~11時30分		講義 「子育てにおける子どもの心理的な関わ り方」	嶋田洋徳さん (早稲田大学人間科学学術院 教授)
6月6日(X) 午前10時~11時30分		講義 「乳幼児と音楽」	志村洋子さん (埼玉大学名誉教授)
6月16日) 午後2時~3時30分		講義 「子どもの"すいみん"」	川島治さん (行田中央総合病院院長)
6月20日(X) 午前10時~11時30分	「みらい」 文化ホール	公開講座 「ミュージカル"不思議の国のアリス"」	出演:がらがらどん
6月27日(X) 午前10時~11時30分	「行田グリーン アリーナ」研修室	講義・実技 「こどもの救急対応」	消防署職員
7月4日(火) 午前10時~正午	中央公民館 第1学習室 (「みらい」内)	講義「子育て応援訪問について学んでおきたいこと」交流会、閉講式(修了証授与)	保健センター職員

象 子育てサポーターまたは子育てサロンスタッフとしての基礎知識を学び、広く地域社会で貢献した いと願う子ども好きな方

▶募集人数 100人(昨年度以前の修了者の再受講もできます。年齢・性別は問いません)

▶受 講料 無料

催 行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田

催 埼玉県家庭教育振興協議会

▶申し込み ひとつくり支援課、社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田事務局などで配布している所定の 申込書に必要事項を記入の上、5月16日(火)までに持参、郵送、FAXのいずれかの方法で申し込

- ひとつくり支援課【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20【FAX】556-0770
- 社会福祉協議会【持参・郵送】〒361-0002 行田市酒巻1737-1【FAX】557-5411
- NPO法人子育てネット行田事務局【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間 1-13-1【FAX】
- ▶問い合わせ 同課生涯学習担当☎556—8319、同協議会☎557—5400、同事務局☎556—7765

教当わこ 育なせる 学校教 研 修 セ 教育課指導担 ン 8 9 3 6 **7**



祝日を除く) 、i@city.gyoda.lg. よびb

話番号 をず 7 し たら、 午 くださ 木 す ツ <'\

めを受けてつら こまない

19 2017.4 市報 ぎょうだ